

令和 5 年度



先進医療不妊治療費助成事業のご案内

特定不妊治療のうち保険適用されている治療と併せて実施する厚生労働大臣が告示した先進医療（以下「先進医療不妊治療」）に要する経費の一部を助成します。

● 助成内容

治療期間の初日が令和 4 年 4 月 1 日以降であるもの。

1 回の治療につき基準額又は実額いずれか低い方の 7 割を助成します。

初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が

40 歳未満の方 43 歳になるまでに子ども 1 人につき 6 回まで

40 歳以上の方 43 歳になるまでに子ども 1 人につき 3 回まで

※助成を受けた後に出産又は妊娠 12 週以降に死産に至った事実が確認できた場合は、助成回数をリセットし、新規で助成を受けることができます。

※年齢は第 2 号様式（医師の証明書）中の治療開始日時点の妻の年齢です。

※過去に県内他市町村で本制度による助成を受けている場合は、助成実績を合算します。

※ご提出いただいた第 2 号様式（医師の証明書）及び領収書の金額を確認、消費税・文書料・入院費用等を除いた金額が助成対象額となります。

先進医療不妊治療	基準額/回
子宮内膜刺激術	40,000円
タイムラプス撮影法による受精卵・胚培養	23,000円
子宮内膜擦過術	10,000円
ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術	24,000円
子宮内膜受容能検査 1	138,000円
子宮内細菌叢検査 1	56,000円
強拡大顕微鏡による形態良好精子の選別	10,000円
二段階胚移植法(新鮮胚移植)	75,000円
二段階胚移植法(凍結融解胚移植)	120,000円
子宮内細菌叢検査 2	44,000円
子宮内膜受容能検査 2	138,000円

那覇市HPのQRコード



助成率 7/10

※上記は令和 5 年 4 月 1 日現在の状況です。

厚生労働省の告示に基づき治療及び基準額が変更になる場合がございます。最新の対象治療並びに金額は那覇市ホームページよりご確認下さい。

● **助成対象**（次の要件すべてに該当する方）

- (1) 治療開始日の時点で婚姻をしている夫婦であること。（事実婚を含む）
- (2) 夫婦の両方またはいずれか一方が那覇市に住民票を有していること。
- (3) 先進医療不妊治療を利用したもの。
- (4) 承認医療機関（※）において先進医療不妊治療を終了したもの。

（※）承認医療機関：先進医療不妊治療の実施医療機関として地方厚生局へ届出・承認された保険医療機関

● **申請期間** 令和5年度対象分

令和5年4月1日～令和6年3月31日

治療の終了日（第2号様式の「今回の治療期間」の終了日）が属する年度内に申請してください。

期間を過ぎた申請については、原則受付できませんのでご注意ください。

※治療終了後は、速やかに申請をしてください。

申請（助成）額が助成予定額に達した場合、年度途中であってもその時点で受付を終了いたします。

● **承認医療機関** 令和5年4月1日現在 ※沖縄県内の承認医療機関

	承認医療機関	住所	電話番号
1	ウィメンズクリニック系数	那覇市泊1-29-12	098-869-8395
2	空の森クリニック	八重瀬町屋宜原229-1	098-998-0011
3	琉球大学病院 産婦人科	西原町上原207	098-895-3331
4	友愛医療センター 産婦人科	豊見城市字与根50-5	098-850-3811

※県外の承認医療機関についても対象となります。

※対象治療や適用開始日が医療機関によって異なるため詳細は承認医療機関又は那覇市保健所地域保健課（医療費助成G）までお問い合わせ下さい。

※最新の承認医療機関を含め、那覇市ホームページも随時更新致しますのでご確認下さい。



● 申請に必要なもの

	No.	内容	備考
申請様式※	1	先進医療不妊治療費助成事業申請書 (第1号様式)	
	2	先進医療不妊治療費助成事業受診等証明書 (第2号様式)	治療を受けた医療機関よりお受け取り下さい。
	3	事実婚関係に関する申立書 (第3号様式)	事実婚関係の夫婦の場合にご提出ください。 窓口にて準備しております。申請時にご記入ください。
	4	個人情報目的外利用についての同意書 (第4号様式)	ご提出いただいた場合は、住民票の提出が省略できます。 (那覇市に住所を有する方に限る)
その他	5	振込先の口座の通帳写し (通帳の表・見開き1ページ目)	通帳をお持ちいただければ、窓口で写しをとります。ネット銀行等通帳がない場合は、事前にお問い合わせください。
	6	先進医療不妊治療に係る領収書の原本	承認医療機関発行の証明書(第2号様式)の領収金額分すべてをお持ちください。 申請者の希望があれば、原本にスタンプ処理をして返却することができます。原本を持ち帰りたい場合は、窓口で申し出てください。 (この場合は、窓口で写し(コピー)を取ります。申請者が写しを用意する必要はありません。)
	7	住民票(発行後3ヶ月以内のもの)	ご住所が那覇市の方は、同意書(第4号様式)を提出していただければ、原則として不要です。 夫婦のうち一方が他市町村に住所を有している場合は、その方の住民票を住所地の役場等でお取り寄せください。
	8	戸籍謄本(発行後3ヶ月以内のもの)	新規(通算1回目)の申請をする場合、夫婦が別世帯の場合、事実婚の場合、助成履歴がある方で出産等により回数のリセットを希望する場合に提出してください。妊娠12週以降に死産した方で、回数のリセットを希望する場合は死産届の写しを提出してください。
	9	先進医療不妊治療費助成事業請求書 (第7号様式)	申請窓口にて準備しております。申請時にご記入ください。

※申請様式は、承認医療機関及び保健所にて配布しています。那覇市のホームページからもダウンロードできます。

● 確定申告について

確定申告(医療費控除の申請)については、所管の税務署にお問い合わせください。領収書原本の返却をご希望の方は、窓口での申請受付時にその旨をお伝えください。領収書原本をコピーして原本はお返しいたします。

● お問い合わせ

那覇市保健所 地域保健課 医療費助成グループ

〒902-0076 沖縄県那覇市与儀1丁目3番21号 TEL:098-853-7962

● 申請受付

申請場所：那覇市保健所 1階 母子・難病相談室

受付時間：午前9時～12時まで 午後1時～5時まで



沖縄県不妊専門相談センター

医師や助産師などの専門相談員が不妊に関するご相談に対応します。

● **設置場所** 沖縄県看護研修センター内（南風原町字新川 272 番地 17）

● **連絡先** TEL:098-888-1176（電話相談・面接予約共通）

● **電話相談**（助産師による相談）

毎週 水・木・金 13:30～16:30（年末年始、祝祭日は休み）

メール相談 woman.h@oki-kango.or.jp

● **面接相談**（産婦人科医師による相談）

事前に電話予約をお願いします。

○ **相談内容について**

「不妊治療や不妊検査について」「不妊治療の不安や不満を聞いて欲しい」・・・
不妊に関するご相談・お問い合わせなど、お気軽にお電話下さい。
相談に関する秘密は厳守します。

※平成28年度より、不妊で悩まれている方々同士の情報交換の場として当事者会を開催しています。詳しくは不妊専門相談センターへお問い合わせください。